資料２－１－３

平成３１年３月１４日　風力部会資料

（仮称）八木沢風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 30 年 12 月

日立サステナブルエナジー株式会社

目　次

第１章　環境影響評価方法書の公告及び縦覧 1
1.　環境影響評価方法書の公告及び縦覧 1
(1)　公告の日 1
(2)　公告の方法 1
(3)　縦覧場所 2
(4)　縦覧期間 2
(5)　縦覧者数 2
2.　環境影響評価方法書についての説明会の開催 3
(1)　公告の日及び公告方法 3
(2)　開催日時、開催場所及び来場者数 3
3.　環境影響評価方法書についての意見の把握 4
(1)　意見書の提出期間 4
(2)　意見書の提出方法 4
(3)　意見書の提出状況 4
第２章　環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解 5

第１章　環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1.　環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して 1 ヶ月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成 30 年 10 月 16 日（火）

(2) 公告の方法

①日刊新聞紙による公告（別紙 1 参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

・平成 30 年 10 月 16 日（火）付　福島民友新聞社、福島民報社の全県版

※平成 30 年 11 月 2 日（金）～11 月 4 日（日）に開催する説明会についての公告を含む。

②地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

下記広報紙に「お知らせ」を掲載した。

・広報みなみそうま（別紙 2 参照）

・広報いいたて（別紙 3 参照）

③インターネットによるお知らせ

平成 30 年 10 月 16 日（火）から、下記のウェブサイトに「お知らせ」を掲載した。

・福島県のウェブサイト（別紙 4 参照）

https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/eia-zisshianken/eia-anken-law-28.html

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 4 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

・福島県庁生活環境部環境共生課（西庁舎八階）
　福島県福島市杉妻町 2 番 16 号

・南相馬市役所新エネルギー推進課
　福島県南相馬市原町区本町二丁目 27 番地

・飯舘村役場
　福島県相馬郡飯舘村伊丹沢 580 番地 1

・相双地方振興局県民環境部
　福島県南相馬市原町区錦町一丁目 30

②インターネットの利用による縦覧

・日立サステナブルエナジー株式会社　ホームページ（別紙 5 参照）
　http://www.hitachi-capital.co.jp/hitachi-sustainable-energy/index.html

(4) 縦覧期間

・縦覧期間：平成 30 年 10 月 16 日（火）から平成 30 年 11 月 16 日（金）まで
　（土・日曜日、祝祭日及び閉庁日を除く。）

・縦覧時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 3 名であった。

（内訳）	福島県庁	3 名
	南相馬市役所	0 名
	飯舘村役場	0 名
	相双地方振興局	0 名

2.　環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

（別紙 1、別紙 2、別紙 3 参照）

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

・開催日時：平成 30 年 11 月 2 日（金）18 時 30 分から 20 時 30 分まで
・開催場所：原町生涯学習センター「サンライフ南相馬」
（福島県南相馬市原町区小川町 322 番地 1）
・ 来場者数：6 名

・開催日時：平成 30 年 11 月 3 日（土）13 時 00 分から 15 時 00 分まで
・開催場所：原町生涯学習センター「サンライフ南相馬」
（福島県南相馬市原町区小川町 322 番地 1）
・ 来場者数：3 名

・開催日時：平成 30 年 11 月 4 日（日）13 時 00 分から 15 時 00 分まで
・開催場所：飯舘村交流センター「ふれ愛館」
（福島県相馬郡飯舘村草野字大師堂 17 番地）
・ 来場者数：0 名

3.　環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

（別紙 6、別紙 7 参照）

⑴ 意見書の提出期間

平成 30 年 10 月 16 日（火）から平成 30 年 11 月 30 日（金）まで

（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

⑵ 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

①縦覧場所に設置した意見書箱への投函

②株式会社日立パワーソリューションズへの書面の郵送

⑶ 意見書の提出状況

合計 4 名の方から、4 通の意見書が提出された。

なお、意見の総数は 32 件であり、その内訳は以下の通り。

提出者（名）	意見書数（通）	意見数（件）
1	1	18
1	1	8
1	1	2
1	1	4
合計 4 名	合計 4 通	合計 32 件

第２章　環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第８条の規定に基づく環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。なお、意見の概要に関しては原文のまま記載している。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

神奈川県川崎市在住Ａ氏

No.	意見の概要	事業者の見解
1	■コウモリ類について コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。コウモリ類の出産は年１～2頭程度と、繁殖率が極めて低いため、死亡率のわずかな増加が、地域個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。	コウモリ類については風力発電機の運転により、衝突する可能性があることから、注目すべき分類群として、適切な調査を実施する方針です。その結果や専門家等からの助言を踏まえ、適切に予測及び評価を実施してまいりたいと考えております。
2	■コウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？	レッドデータブック等に記載されている重要な種以外の種も調査対象とし、現地調査を実施いたします。コウモリ類についてはコウモリ相把握のための捕獲調査に加え、高高度を飛翔するコウモリ類を対象とした音声モニタリング調査を実施し、対象事業実施区域における生息状況を的確に把握いたします。その結果を踏まえ、適切に予測し、環境保全措置の内容について検討いたします。
3	■P278 バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml）。よって、バットストライクの予測を「定量的」に行い、コウモリ類の保全措置である、フェザリングの閾値を客観的数値で示すこと。	音声モニタリング調査による結果は定量的に算出可能です。準備書では定量的に調査結果を取りまとめる予定です。環境保全措置については専門家等の意見も踏まえながら、適切に検討してまいります。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

神奈川県川崎市在住 A 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
4	■コウモリの捕獲調査について ・コウモリ類について配慮のかけた不適切な捕獲を行う業者がいる。よってコウモリの捕獲及び許可申請の際には必ず「コウモリ類の専門家」の指導をうける（うけさせる）べきだ。 ・6 月下旬－7 月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。 ・ハープトラップは高空を飛翔するコウモリを捕獲できないので、カスミ網も併用するべきではないか。 ・捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、すみやかに放獣するべきではないか。 ・捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハープトラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ（夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということを絶対に行わないこと）。 ・捕獲した個体を持ち帰り飼育しないこと。 ・捕獲した個体を素手で扱わないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に覚醒させないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に捕獲しないこと。	・コウモリ類の捕獲許可申請は、提出先となる環境省と協議のうえ、適切に実施いたします。 ・捕獲調査時期については有識者からのヒアリングも踏まえ適切に検討いたします。 ・カスミ網の使用についても検討いたします。 ・捕獲したコウモリは麻酔せず、種名、性別等を記録し、すみやかに放獣いたします。 ・ハープトラップは夜間複数回見回るよういたします。 ・捕獲した個体は持ち帰り飼育しません。 ・捕獲した個体は素手で扱わないよういたします。 ・冬眠中の個体については覚醒させないよう留意いたします。 ・冬眠中の個体は捕獲いたしません。
5	■「回避」と「低減」の言葉の定義について 事業者とその委託先のコンサルタントにあらかじめ指摘しておく。事業者らは「影響の回避」と「低減」の言葉の定義を本当に理解しているだろうか。事業者らは、コウモリ類への保全措置として「ライトアップをしない」ことを掲げるはずだが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。	「回避」及び「低減」については、「環境アセスメント技術ガイド　生物の多様性･自然との触れ合い」（一般社団法人 日本環境アセスメント協会、平成 29 年）に記載されているとおり、以下のように考えております。 回避：行為（環境影響要因となる事業における行為）の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避する（発生させない）こと。重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。 低減：何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。 引き続き、新たな知見を収集し、コウモリ類に対して負荷の少ない適切な保全措置について検討してまいります。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

神奈川県川崎市在住 A 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
6	■回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。	当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えております。引き続き新たな知見の収集に努め、順応的管理の考え方を取り入れつつ、稼働後の調査も検討し、専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減を図ってまいります。
7	■回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。昆虫類はライトだけでなくナセルから発する熱にも誘引される。またナセルの隙間、ブレードの回転音、タワー周辺の植生や水たまりなどコウモリ類が誘引される要因は様々であることが示唆されている。 つまりライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。	
8	■コウモリ類の保全措置（回避）について 樹林内に建てた風車や、樹林（林縁）から 200m 以内に建てた風車は、バットストライクのリスクが高いことが、これまでの研究でわかっている。低空（林内）を飛翔するコウモリでさえ、樹林（林縁）から 200m 以内ではバットストライクのリスクが高くなる。よって、風力発電機は樹林から 200m 以上離すこと。	バットストライクに係るリスクについては現地調査結果や専門家等からの助言を踏まえ、適切に予測いたします。その結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を検討いたします。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

神奈川県川崎市在住 A 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
9	■「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストイライクを低減できる」とは書いていない。同手引きの P3－110～111 には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」と「低風速時のフェザリング」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。	当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えております。引き続き新たな知見の収集に努め、順応的管理の考え方を取り入れつつ、稼働後の調査も検討し、専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減を図ってまいります。
10	■コウモリ類の保全措置について 事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのだろうか？既存資料によれば、樹林から 200m の範囲に風車を立てないこと（回避措置）、『カットイン風速を限られた期間と時間帯に高く設定し、低速時のフェザリングをすること（低減措置）』がコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「実施可能」かつ「適切な」、コウモリ類への環境保全措置である。	
11	■コウモリ類の保全措置（低減措置）について コウモリの保全措置として、「カットイン風速の値を上げることと低風速時のフェザリング」が行われている。事業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば、バットストライクの発生を抑えられることを認識しているのか？	
12	■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、（カットイン風速の値を上げることフェザリングの）保全措置は実施しない（事後調査の後まで先延ばしにする）」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。 保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。	
13	■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと 2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。	

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

神奈川県川崎市在住 A 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
14	■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと3 上記について事業者は「実際に何個体死ぬか仕組みがよくわからないから（適切な保全措置をせずに）事後調査して、本当に死んだらその時点で保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、それは「事後調査」という名目の「実証実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺してはいけない。保全措置とは「コウモリを殺す前」から安全側で実施する行為である。	現地調査結果や有識者の助言等を踏まえた、事前段階の保全措置並びに必要に応じた追加的な事後段階の保全措置について、安全側で適切なものとなるよう検討いたします。
15	■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと4 国内では、すでに多数の風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリングを行うことを表明した。すばらしいことだ。	
16	■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと5 事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につなぐべき生物多様性をとりあげてはいけない。『事後調査でコウモリの死骸を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖力は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。 コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを『低減する効果』は確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。 『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反する。	当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えております。引き続き新たな知見の収集に努め、順応的管理の考え方を取り入れつつ、稼働後の調査も検討し、専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減を図ってまいります。
17	■事後調査など信用できない コウモリは小さいので、死骸はスカベンジャーに持ち去られてすぐに消失する。月 2 回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、科学的な根拠は乏しい。最新の科学的知見に従い、コウモリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」科学的かつ透明性の高い事後調査を実施すること。	
18	■意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。	意見の内容については、要約せず、意見書全文を公開いたします。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

東京都小平市在住Ｂ氏

No.	意見の概要	事業者の見解
19	環境の保全の見地からの意見 本事業計画の立地の選定については、従来福島県内において計画が立案・進捗されて来たものに比べて、事業者があらかじめ周辺現況を相当程度調べ、環境の保全の見地から問題となりそうな要因が少ないことを確認し、立地基礎自治体とも必要な調整作業を加える等、事前の一定程度の努力の結果が認められ、その点は評価できる。 また、計画段階環境配慮書手続きにおいて、当該地域の自然現象に詳しい専門家の意見を積極的に聴取し、その結果、特に自然度が高い植生が残存するとされる範囲を事業者が自主的に判断して対象事業実施区域から除外した点も評価できる。しかしながら、陸上における大規模な風力電源開発については、不確定な要素が多く、その計画を進めようとする事業者には、一層の配慮が求められている。	引き続き、環境への影響が極力低減できるよう，より一層の配慮をした上で、事業計画を検討してまいります。
20	そもそも、最近商用発電用に使われることが多くなっている発電出力 2,000kW級を超えるような大型の風力発電機というものについて、一般に基礎的な知識の普及 が遅れており、単に分からないから関係する立場になると不安を感じられるようになる人が少なくないと考えられる。確かに環境影響評価図書は環境影響評価の手続きのための図書であるが、環境影響評価を的確に行う上でも、計画施設の特性をできるだけ精確に把握することが重要であり、一般に風力発電機とはどのようなものであるか、環境影響評価図書の記載においても分かり易く解説を加える必要があると考えられる。	準備書以降の手続きにおいて、より一般の方にも理解し易い記載にするよう努めます。
21	その上で、風力発電機から発生する騒音及び低周波音については、どのようなものなのか、最先端技術を含めて最新の科学的知見を整理して明らかにした上で、的確な調査計画が立案されるべきである。この点、本方法書に 258 頁以降において記載されている大気環境に係る調査、予測及び評価の手法については、必ずしも科学的根拠が明瞭にされているとは言えないので、必要な説明が補足されるべきである。	騒音及び低周波音の調査、予測及び評価にあたっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（環境省、平成 29 年）等の最新のマニュアルや知見に基づいて実施する予定です。準備書以降の手続きにおいては、必要な説明を補足することを検討し、より理解し易い内容となるよう努めます。
22	対象事業実施区域及びその周辺は平成23年3月11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質飛散の影響が比較的多く残る地域であり、地域住民は避難してその後帰還が進んでいない状況が続いている。そうであっても、元の居所に戻ることを希望されている関係住民は少なくなく、今は無人の人家であってもいずれ帰還されるであろうことを前提として、生活環境に係る環境影響評価は実施されるべきである。	住民の方が、帰還される可能性もあると想定した上で、生活環境に係る環境影響評価を実施してまいります。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

東京都小平市在住Ｂ氏

No.	意見の概要	事業者の見解
23	他方、対象事業実施区域とされている場所は、阿武隈高地東縁の山稜上にあって元来比較的自然度の高い植生が残って来たところであり、特徴的な地形・地質やそれらを生活基盤とする野生生物相の見られるところであるため、当該山林の開発計画を進めるに先立って、希少性の高いまたは学術的に重要な地形・地質の存在及び野生生物の生息がないかどうか、暮れ々々も綿密に調査を実施する必要がある。特に梵天大滝とその周辺の石灰岩地は、対象事業実施区域境界より比較的近い位置関係にあり、対象事業実施区域において土地の切盛り等の作業が実施され、同時に相当の降雨等に見舞われるようなことがあれば、影響が避けられないと考えられるため、地形・地質学の見地からの調査を綿密に実施するべきだと考えられるが、現段階において、この点本方法書では全く触れられていないため、当該事業者は考察を加えて、その結果を明らかにする必要があると考える。	希少性の高い地形・地質の存在については、引き続き最新の文献等を参考に把握に努めてまいります。また、希少性の高い野生生物の生息についても、今後の現地調査によって、綿密に調査してまいります。また、工事諸元や地形、及び土質の状況などを勘案し、工事の実施によって梵天大滝周辺に濁水が到達するか否かについても予測を行い、必要に応じて環境保全措置を検討してまいります。
24	大穴鍾乳洞群についても、対象事業実施区域に直接関係する流域の中にあるので、その方面の専門家（必要なケービングの技術がある者を含む。）や関係自治体等の協力を得て、あらかじめ鍾乳洞の実態やそこに棲息するコウモリ類について、入洞を伴う綿密な調査を実施し、当該開発行為による影響を最小限にするよう、必要な予防措置が講じられるものとすべきである。	大穴鍾乳洞については対象事業実施区域外であり改変が及ぶことはありません。そのため洞窟内の実態調査は実施いたしません。コウモリ類の調査については出口付近で捕獲調査することで実際にどのような種が利用しているのかの実態把握に努めて参ります。これらの結果や現地調査結果を踏まえ、コウモリ類への影響について予測し、影響低減できるよう必要な環境保全措置を検討いたします。
25	自然環境に係る調査については、調査作業員の安全の確保の観点から、峻険であったり、放射性物質の残存濃度が高い場所ではあきらめざるを得ないが、地形や水系から的確に代替地点を選定し、より多くの調査地点を選定して、重要な自然現象を見逃すことのないようにすべきである。	自然環境に係る調査にあたっては、より多くの調査地点を選定して、重要な自然現象を見逃すことのないよう努めます。
26	なお、景観に係る調査については、現在福島県浜通り地方の太平洋沿岸から見られる阿武隈高地東縁は、どこもかしこも大規模風力電源開発計画が進められている状況にあるため、太平洋沿岸を調査地点に選定した遠景の調査、予測及び評価を綿密に実施する必要があると考えられる。 以上	太平洋沿岸付近からの遠景の眺望景観について、調査地点を追加することも含めて検討するとともに、複合影響も視野に入れて眺望景観への影響の予測評価を行うことを検討してまいります。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

福島県郡山市在住Ｃ氏

No.	意見の概要	事業者の見解
27	・発電所計画地は、原発事故により避難指示区域となっていた地域です。森林については除染が行われていないので、現地の放射線量をしっかり把握し、計画地周辺に放射性物質が拡散しないように注意して下さい。	対象事業実施区域及びその周囲において、空間線量及び土壌、水質の放射性物質濃度を測定し、その結果を踏まえ、放射性物質が拡散しないよう環境保全措置等を検討してまいります。
28	・計画地に近い集落の方々に事業内容を十分に説明し、理解が得られるよう努力してください。 そして、地域の復興に貢献できる発電所を目指して下さい。	現在までに住民説明会を南相馬市で２回、飯舘村で３回実施しております。また、対象事業実施区域に一番近い八木沢地区では、戸別訪問による事業内容の説明も実施しており、今回の方法書に関しては一般配布資料を、避難されている方も含め全戸配布しております。今後も必要に応じて地元の皆様とのコミュニケーションを継続してまいります。 地域復興への貢献については、関係市町村と協議の上、適切に対応していきたいと考えています。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

福島県福島市在住Ｄ氏

No.	意見の概要	事業者の見解
29	本事業計画地は阿武隈山地北部の静寂かつ自然豊かな地域であり、クマタカを始めとする大型猛禽類の生息、営巣に適した植生やコウモリ類には欠かせない洞窟等の地形を有しており、また、福島第一原子力発電所事故による放射能汚染によって、避難を継続している飯舘村や南相馬市の多くの住民にとっては故郷の大切な自然景観であります。さらに、これらの森林は防災上も極めて重要な森林であり、計画の推進に当たっては、より慎重な対応が望まれるところです。加えて、計画地全域が国有林（保安林含む）であることから、公共性の高い事業に限って貸付されるべきであり、事業の中止を含めた大幅な変更も視野に調査を進めることを要望します。なお、具体的な意見は下記の通りです。 1.　風車予定箇所や周辺部、特に稜線部から東斜面はモミ、アカマツ等のオオタカ、クマタカの営巣に適した大径木が存在することから、詳細な現地調査を実施するとともに、定点観測ポイントを追加設定すること。特に、st4、st5、st14 と南部地域は極端に少なく、文献情報に捉われない現場主義を優先していただきたい。また、営巣木等が発見された場合は対象となる風車設置を中止いただきたい。	希少猛禽類についてはそれに特化した調査を実施し、対象事業実施区域及びその周辺の希少猛禽類の生息状況を把握してまいります。また、ご指摘にもあるとおり、現地での出現状況にあわせ、適宜調査定点を追加するなど、的確に現地調査を実施してまいりたいと考えております。営巣木が発見された場合には、その位置や飛翔状況を踏まえ、風車設置位置等、検討してまいります。
30	2.　自然景観は貴重な地域資源であり、その保護は自治体や住民にとっても極めて重要です。これまで、これらに対する影響予測、評価手法は主に風車の静止状態によるフォトモンタージュによって行われておりますが、稼働時（ブレード回転時）とは大きく異なることから、動画による手法を追加し、住民説明会等に提供いただきたい。（※隣県においては知事意見に含めている。）	静止状態でのフォトモンタージュのみならず、動画による手法を取り入れることを検討し、住民説明会等において情報提供するよう努めます。
31	3.　南部地域の 5 基については、急峻な地形と脆弱な凝灰岩地質(Puw)であることが、地形図並びに文献調査にて判明しておりますが、取り分け東側の 3 基は新たな道路の開設も伴うことから、近年頻発するスーパー台風等の豪雨による山地災害の増大が危惧されます。対象となる 3 基の中止、さらに、2 基についても、慎重な対応を求めます。加えて、県道 12 号（原町・川俣線）南側の 5 基についても、国有林の保安林や保護樹帯(2012～2013・2365 林班：林齢 94 年・80 年）に予定されていることから、これを回避いただきたい。	風車の基数や配置については、現地調査や更なる文献調査、及び有識者へのヒアリング等の結果を踏まえて、関係機関と十分に協議し周辺環境の影響が最小限になるよう検討してまいります。
32	4.　放射線については、0.5μSV/h～1.9μSV/h と高線量地域であることから、広範囲な土壌調査を実施し、季節性を考慮の上、その影響を予測し、実効性のある具体的対策を策定いただきたい。 なお、総花的な文言を列挙するのではなく、具体的な作業工程毎の手順を明確にするとともに、粉塵計やサーベメータ等、専用機器によるモニタリング体制も充実させ、事業者等の HP にて公表することも取組みいただきたい。	土壌の放射性物質濃度については、対象事業実施区域内の複数地点を選定し、綿密に調査を実施いたします。予測については、「環境影響評価技術ガイド（放射性物質）」（環境省、平成 27 年 3 月）に基づいて、適切に実施いたします。 なお、モニタリング体制や公表等については、今後、検討いたします。

［別紙 1］

○日刊新聞紙における公告

福島民友新聞社、福島民報社（平成 30 年 10 月 16 日（火））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)八木沢風力発電事業環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
　事業者の名称　日立サステナブルエナジー株式会社
　代表者の氏名　取締役社長　石田　桂
　事務所の所在地　茨城県日立市幸町三丁目二番二号
二、特定対象事業の名称、発電所原動力の種類及び発電所の出力
　特定対象事業の名称　(仮称)八木沢風力発電事業
　発電所原動力の種類　風力(陸上)
　発電所の出力　発電設備出力　最大五万千八百キロワット
　(三千七百キロワット程度を最大十四基)
三、対象事業実施区域　福島県南相馬市、飯舘村の行政界付近の稜線上
四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
　福島県南相馬市、飯舘村
五、方法書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間
　(1)縦覧場所　福島県庁生活環境部環境共生課(西庁舎八階)、南相馬市役所新エネルギー推進課、飯舘村役場ほっとコーナー(本庁舎一階)、相双地方振興局県民環境部
　いずれも、土・日・祝日を除く開庁時(午前八時三十分から午後五時十五分まで)
　(2)縦覧期間及び時間　期間：平成三十年十月十六日(火)から平成三十年十一月十六日(金)まで
　時間：いずれも、土・日・祝日を除く開庁時(午前八時三十分から午後五時十五分まで)
　(3)インターネットによる公表　弊社ホームページにおいても、平成三十年十月十六日(火)午前0時から平成三十年十一月十六日(金)午後十一時五十九分まで
　URL：http://www.hitachi-capital.co.jp/hitachi-sustainable-energy/index.html
六、意見書の提出　環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見書の対象である方法書の名称・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、平成三十年十一月三十日(金)までに問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。
七、説明会の開催を予定する日時及び場所
　(1)原町生涯学習センター「サンライフ南相馬」(福島県南相馬市原町区小川町三百二十二-一)
　十一月二日(金)午後六時三十分～午後八時三十分
　十一月三日(土)午後一時～午後三時
　(2)飯舘村交流センター「ふれ愛館」(福島県相馬郡飯舘村草野字大師堂十七)
　十一月四日(日)午後一時～午後三時
八、お問い合わせ先
　(事務取り扱い)株式会社日立パワーソリューションズ
　〒三一七-〇〇七三　茨城県日立市幸町三丁目二番二号
　電話　〇八〇(二三七三)〇〇二九(担当)佐藤
　(受付時間：午前九時から午後五時まで)

［別紙 2］

○広報誌による「お知らせ」

（広報みなみそうま 10 月号）

「(仮称)八木沢風力発電事業環境影響評価方法書」の縦覧および住民説明会の開催

日立サステナブルエナジー株式会社では、本市と飯舘村で設置を計画している風力発電事業に関する環境影響評価方法書の縦覧および住民説明会を行います。

■縦覧・意見の提出

と　き　10月16日㈫～11月16日㈮

ところ　新エネルギー推進課

意見の提出方法

窓口（新エネルギー推進課に備え付けの意見書に氏名、住所及び意見を記入し、意見書箱に投函してください。）

■住民説明会

と　き　11月２日㈮18時30分～20時30分、
11月３日㈯13時～15時

ところ　サンライフ南相馬

問合せ　㈱日立パワーソリューションズ
☎０８０(２３７３)００２９

学芸調査のためのボランティア募集

市博物館では、学芸調査の一環として、市内で採取したドングリの放射性物質の含有量を調査します。

調査にあたっては市内の複数地点からドングリを採取します。1 カ所あたり500～1,000ｇのドングリが必要となることから、市学芸員と一緒にドングリを採取するボランティアを次のとおり募集します。

また、申し込みによって希望する場所のドングリ採取･調査を行います。希望する方は、お問い合わせください。

と　き　10月下旬～11月下旬

ところ　市内全域

対　象　20歳以上の方

定　員　10人

申込先・問合せ　市博物館☎㉓６４２１

13 広報みなみそうま「お知らせ版」10月号

○広報誌による「お知らせ」

（広報いいたて 10 月号）

家屋解体に伴う土地の現地調査について

村では、固定資産税の適正課税のため、家屋の取壊し後に伴う現況課税について、下記のとおり調査及び確認作業を行います。

詳しくは、個別通知を送付しますので、ご協力よろしくお願いします。

○時　期…**11 月 1 日より**　　○方　法…職員２名で調査確認を行います。

※現地調査での立会については不要です

問住民課税務係（本庁☎0244-42-1615）

いいたて福祉会職員募集

募集職種		条件資格免許等	採用人員	勤務先	年齢
介護士	正職	介護福祉士	５名	いいたてホーム	20 歳以上
介護員	パート	資格がなくても可	５名		18 歳以上
調理員	パート	調理師 資格がなくても可	２名		

○勤務条件等　※採用後６か月間は試的任用期間となります。

週 40 時間勤務、賞与年２回（有給休暇・退職金制度有）、社会保険加入

○基本給… 正職（月額 144,400 円～ ※経験年数を換算し支給）

パート(時給:資格無 800 円～ 資格有 830 円～)※正職登用あり

手　当…通勤手当、扶養手当、時間外手当、夜勤手当等あり

○受付期間…随時受け付け 午前８時 30 分～午後５時 30 分(日曜除く)

○試 験 日…随時実施(日時・場所等については、受験申し出時に連絡)

※履歴書に必要事項を記入し、面接当日ご持参ください。

申込み・問社会福祉法人いいたて福祉会（☎0244-42-1700）

各行政区の放射線測定値

村が独自に計測した各行政区の１時間当たりの大気中放射線測定値は次のとおりです。放射線量は計測した日の天候・湿度などで変化します。単位は全てμシーベルト/時です。※は除染未実施分です。

【農地】（地上から１m 及び１cm の高さで測定）

行政区	小字地内	9月 20 日(晴)		9 月 6 日 (晴)	
		1m	1cm	1 m	1 cm
1	草野字大谷地地内	0.29	0.28	0.28	0.31
2	深谷字原前地内	0.35	0.30	0.32	0.30
3	伊丹沢字山田地内	0.31	0.26	0.26	0.22
4	関沢字中塙地内	0.23	0.21	0.20	0.18
5	小宮字曲田地内	0.34	0.31	0.34	0.35
6	八木沢字上八木沢地内	0.32	0.29	0.30	0.26
7	大倉字湯舟地内	0.24	0.37	0.24	0.26
8	佐須字佐須地内	0.21	0.22	0.24	0.21
9	草野字柏塚地内	0.17	0.15	0.14	0.14
10	飯樋字下樋地内地内	0.36	0.39	0.29	0.26
11	飯樋字一ノ関地内	0.19	0.19	0.17	0.16
12	飯樋字笠石地内	0.31	0.29	0.36	0.40
13	飯樋字原地内	0.32	0.29	0.30	0.27
14	比曽字比曽地内	0.49	0.61	0.40	0.38
15※	長泥字長泥地内	2.04	2.80	1.97	2.53
16	蕨平字木戸地内	0.45	0.38	0.45	0.38
17	松塚字神田地内	0.16	0.16	0.15	0.16
18	臼石字町地内	0.42	0.48	0.42	0.44
19	前田字福田地内	0.34	0.35	0.35	0.38
20	二枚橋字町地内	0.22	0.24	0.25	0.24

【宅地】（地上から１m 及び１cm の高さで測定）

行政区	小字地内	9月 20 日		9 月 6 日	
		1m	1cm	1 m	1 cm
1	草野字大師堂地内	0.16	0.16	0.19	0.18
2	深谷字大森地内	0.22	0.27	0.23	0.29
3	伊丹沢字山田地内	0.13	0.12	0.11	0.12
4	関沢字中塙地内	0.22	0.22	0.24	0.23
5	小宮字曲田地内	0.30	0.26	0.22	0.20
6	芦原白金地内	0.17	0.15	0.18	0.16
7	大倉字大倉地内	0.12	0.13	0.11	0.11
8	佐須字虎捕地内	0.29	0.24	0.30	0.21
9	草野字大坂地内	0.21	0.19	0.20	0.24
10	飯樋字町地内	0.19	0.17	0.18	0.16
11	飯樋字割木地内	0.24	0.20	0.24	0.20
12	飯樋字笠石地内	0.22	0.18	0.19	0.19
13	飯樋字宮仲地内	0.12	0.11	0.12	0.11
14	比曽字中比曽地内	0.20	0.16	0.19	0.15
15※	長泥字曲田地内	1.91	2.33	1.84	2.55
16	蕨平字蕨平地内	0.31	0.28	0.31	0.28
17	関根字押木内地内	0.15	0.14	0.14	0.12
18	臼石字菅田地内	0.20	0.18	0.19	0.20
19	前田字古今明地内	0.21	0.14	0.21	0.20
20	須萱字水上地内	0.12	0.12	0.14	0.12

「(仮称)八木沢風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧について

日立サステナブルエナジー株式会社が計画している風力発電事業に係る環境影響評価方法書を以下のとおり縦覧し、意見を受け付けます。縦覧場所に備え付けの意見書に氏名、住所及び意見をご記入のうえ、意見書箱にご投函ください。

○縦覧書類…（仮称）八木沢風力発電事業 環境影響評価方法書

○縦覧場所…飯舘村役場本庁舎１階 ほっとコーナー

○縦覧期間…**10 月 16 日(火)～11 月 16 日(金)**

●本事業について、下記のとおり住民説明会を開催します。

11 月 4 日(日) 午後１時～午後３時　飯舘村交流センター「ふれ愛館」

問日立サステナブルエナジー（株）代理（株)日立パワーソリューションズ（☎080-2373-0029）

日常生活支援事業のボランティアを募集します

村社会福祉協議会では、除雪等のニーズが多くなるこれからの時期に備え、日常生活支援（地域お助け合い）ボランティアを募集します。一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者世帯等の外出や家事（除雪等）援助にご協力ください。詳細は村社会福祉協議会までお問い合わせください。

問飯舘村社会福祉協議会（陽だまりの家☎0244-42-1021）

ホッとサロン「てとて」の開催について

福島市社会福祉協議会では、福島市内に避難されている方の憩いの場として、お茶のみ会や各種イベントを開催しています。ぜひお友達とお誘い合わせのうえ、ご参加ください。

○日　時…**10 月 24 日(水)　開場　午前9時 30 分～**

○会　場…ウエディング エルティ（福島市野田町１丁目 10-41）

○内　容…音楽療法

問福島市社会福祉協議会（総務課生活復興支援室☎024-533-8881）

相農飯舘校「紅葉祭」のお知らせ

相馬農業高等学校飯舘校では、仮設校舎で６度目となる「紅葉祭」を開催します。飯舘校生、職員一同、ご来場を心よりお待ちしています。

○日　時…**10 月 20 日(土)　午前 10 時～午後2時 30 分**

○場　所…相馬農業高等学校飯舘校仮設校舎（福島明成高等学校敷地）

問相馬農業高等学校飯舘校 生徒会担当 佐藤（☎024-539-7787）

東京電力福島第一原発廃炉作業見学会

飯舘村元気にくらす会では、東京電力福島第一原子力発電所構内及び廃炉作業の見学会を行います。廃炉作業を、自分の目で見てみませんか。

○日　時…**11 月 19 日(月)**

○集合時間・場所…飯舘村交流センターふれ愛館 午前９時 30 分 集合

○参加費…バス借上げ代として、1,000 円徴収します。

○申込〆切…**10 月 20 日(土)まで**に、下記へ電話申し込みください。

申込・問飯舘村元気にくらす会（☎090-9637-9201）

第１回「いいたて交流カフェ」のご案内

一般社団法人いいたてネットワークでは、福島県の助成を受け、村民の交流・生きがいづくり等を目的とした第１回「いいたて交流カフェ」を下記のとおりに開催します。

○日　時…**10 月 19 日(金) 午後3時 30 分～午後8時 30 分 入退室自由**

○場　所…福島市アクティブシニアセンター・アオウゼ

（福島市曽根田 1-18　MAX ふくしま４階 和室）

○内　容…お悩み相談コーナー、ミニ勉強会等

ミニ勉強会テーマ　「相続・遺言・贈与について」

○１回目…午後４時～午後５時　○２回目…午後７時～午後８時

※申込みの必要はありませんが、ミニ勉強会に参加を希望する方は、資料等の印刷の都合もあるので、事前にお申し込みください。

問・申込一般社団法人いいたてネットワーク 担当：横山（☎080-5733-7703）

第３回 健康いちばん！の集い

民生児童委員・老人クラブ連合会・ふくしま再生の会が協働での健康の集いを開催します。お友達を誘いながら、ぜひ参加してください。１日楽しく、笑顔で過ごしませんか。

○日　時…**10 月 29 日(月)　午前 10 時～午後1時 30 分**

○場　所…いちばん館（伊丹沢 571　飯舘村地域活性化センター）

○参加費…200 円 ※昼食付、申込不要

送迎の希望の方は、以下までご連絡ください。

○村内にお住まいの方

・飯舘村社会福祉協議会 担当：大内（陽だまりの家☎0244-42-1021）

・民生児童委員 担当：松原（☎090-8250-7110）

○仮設住宅にお住まいの方

・ふくしま再生の会 担当：中町（☎090-2457-0306）

問飯舘村社会福祉協議会 担当：大内（陽だまりの家☎0244-42-1021）

○インターネットによる「お知らせ」

（福島県のウェブサイト）

現在地 ホーム > 分類でさがす > くらし・環境 > 自然・環境 > 環境保全対策 > 環境影響評価実施案件 > (仮称)八木沢風力発電事業

環境影響評価実施案件

(仮称)八木沢風力発電事業

印刷用ページを表示する 掲載日：2018年10月16日更新

(更新情報)

平成30年10月16日(火)、環境影響評価方法書の公告・縦覧が開始されました。

事業の名称		(仮称)八木沢風力発電事業	
事業者		日立サステナブルエナジー株式会社	
事業の種類		風力発電所設置事業	
事業の実施区域		南相馬市、飯舘村の行政界付近の稜線上	
事業の規模		出力	最大51，800kW(出力3，700kW程度の風力発電機を最大14基設置)
関係地域(※)		南相馬市及び飯舘村	
配慮書	公告日	平成30年2月16日(金)	
	縦覧期間	平成30年2月16日(金)～平成30年3月19日(月)	
	意見書提出期間	平成30年2月16日(金)～平成30年3月19日(月)	
	縦覧場所	福島県庁生活環境部環境共生課(西庁舎8階)、南相馬市役所新エネルギー推進課、飯舘村役場総務課、相双地方振興局県民環境部	
	福島県環境影響評価審査会	開催日	平成30年4月11日(水)(事業者説明等) 諮事概要 [PDFファイル／289KB]
			平成30年5月 8日(火)(知事意見に係る答申案審議) 諮事概要 [PDFファイル／273KB]
	知事意見	通知日	平成30年5月22日(火) 本文 [PDFファイル／271KB]
方法書	公告日	平成30年10月16日(火) 事業者ホームページ http://www.hitachi-capital.co.jp/hitachi-sustainable-energy/index.html	
	縦覧期間	平成30年10月16日(火)～平成30年11月16日(金)	
	意見書提出期間	平成30年10月16日(火)～平成30年11月30日(金)	
	縦覧場所	福島県庁生活環境部環境共生課(西庁舎8階)、南相馬市役所新エネルギー推進課、飯舘村役場ほっとコーナー(本庁舎1階)、福島県相双地方振興局県民環境部	
	説明会の開催	(1)原町生涯学習センター「サンライフ南相馬」(住所：南相馬市原町区小川町322-1) ・平成30年11月2日(金) 午後6時30分～午後8時30分 ・平成30年11月3日(土) 午後1時～午後3時 (2)飯舘村交流センター「ふれ愛飯」(住所：相馬郡飯舘村草野字大子堂17) ・平成30年11月4日(日) 午後1時～午後3時	
	意見数		
	福島県環境影響評価審査会	開催日	
	知事意見	通知日	
準備書	公告日		
	縦覧期間		
	意見書提出期間		
	説明会の開催	日時	
		場所	
	意見数		
	公聴会の開催	-	
	福島県環境影響評価審査会	開催日	
	知事意見	通知日	
評価書	公告日		
	縦覧期間		
工事着手の届出			
工事完了の届出			
事後調査報告書	公告日		
	縦覧期間		
対象事業の廃止等			
備考			

［別紙 5］

（日立サステナブルエナジー株式会社　ホームページ）

【（仮称）八木沢風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について】

［別紙 6］

○お知らせ

お　知　ら　せ

「(仮称) 八木沢風力発電事業　環境影響評価方法書」の縦覧について

1. 縦覧期間
平成３０年１０月１６日（火）から平成３０年１１月１６日（金）まで
（土、日、祝祭日及び閉庁日を除く。）

2. 縦覧時間
午前８時３０分から午後５時１５分まで

3. 閲覧用紙の記入
閲覧用紙の記入の際は、恐れ入りますが備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

4. 意見書の送付
「(仮称) 八木沢風力発電事業　環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご意見欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記宛先までご郵送ください。

○受付期間：平成３０年１０月１６日（火）から平成３０年１１月３０日（金）まで

○記載事項
①氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
②意見書の提出の対象である方法書の名称
③方法書について、環境の保全の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載してください。）

5. お問い合せ先
〒３１７－００７３　茨城県日立市幸町三丁目２番２号
事務取り扱い 株式会社日立パワーソリューションズ
担当者名：佐藤　千春
電話番号：０８０－２３７３－００２９

以　上

［別紙 7］

○ご意見記入用紙

「（仮称）八木沢風力発電事業　環境影響評価方法書」

閲覧用紙

ご住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ご氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。

注１：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。
　２：この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（Ａ４サイズ）の用紙をお使い下さい。